

## 軌近の少年犯罪に就いて

不破, 武夫

<https://doi.org/10.15017/14428>

---

出版情報 : 法政研究. 11 (2), pp.61-86, 1941-04. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 晩近の少年犯罪に就いて

不破武夫

支那事變がはじまつて以來もう三年半になる。幸にして當初案じられてゐたところと相違して、少年犯罪は累年遞減の傾向を示し（第一表参照）、第一次歐洲戰亂當時交戰諸國に於いてみたが如き、憂ふべき相貌を呈してはゐない。おそらく將來とても、其の對策をあやまることなく、且つ一般的情勢が特に著しく逼迫せぬ限り、其の激増をみるが如きことなくして濟むであらう。

然し決して樂觀することは許されないであつて、晩近に於ける少年犯罪の内容を點檢すれば、注意すべく警戒すべき何程かのものが存する。私は、本稿に於いて、手にすることの出來た一應の資料により、時局の影響を受けつつある晩近の少年犯罪を概觀し、且つ其の相貌を出來るだけあきらかにしたいと思ふ。元來少年犯罪に關する資料の公刊せられてゐるものは甚だ尠ない。尠ない資料によつて、あまり全般的な結論を引出すことが可なり冒險であることは、十分に判つてゐる。然しある程度の冒險を敢てせぬ限り何も謂へないことになるので、本稿も許される限度での此の種の冒險をおかすものであることを、あらかじめ斷はつて置く。

一 全國少年犯罪の一般的趨勢は、少年保護處分實施の大正十二年以降の統計によれば、大正十五年に最高記録（五六、八二四人）を示して一旦は漸減の傾向に向つたのであるが、滿洲事變直後再び上向し、第一表にみる

（第一表）全國犯罪少年數累年比較

昭和六年	四一、七四二人
昭和七年	四二、五八六八
昭和八年	四七、六九一人
昭和九年	五四、〇二三八
昭和十年	五一、二五三八
昭和十一年	五〇、二二九八
昭和十二年	四六、九七九八
昭和十三年	四五、四八三八
昭和十四年	四二、二七五八

が如く、昭和九年には憂ふべき第二のピークを示した。併し爾來また漸減の一路を辿り、殊に昭和十二年七月支那事變勃發以來、全國的な全犯罪數の激減と共に、少年犯罪も著しき減少を示したのである。

而して更らに「支那事變が年若き少年の精神に與へた重大な影響は、（中略）同事變の國家的重大性が少年達にも漸次理解せられて來たと思はれる昭和十二年十一月及び十二月に於ける東京大阪兩少年審判所の受理件數の激減によつて」も證明せられるのであるが、遺憾ながら此の緊張はあまりながく續いてゐるとは謂ひ難いやうに思はれる。夙に識者によつて、昭和十二年度と昭和十三年度との東京審判所受理事件を比較して「程度の高い質の悪い事件は増加しつゝある」旨が警告せられてゐるのであるが、第二表及び第三表は此の警告を裏書してゐるものと謂はなければならぬ。

(第二表) 犯罪少年及び不良少年數累年比較 (警視廳)

	男		女		計
	件數	割合	件數	割合	
昭和十一年	五、八一六	81.6%	四七六	14.4%	六、二九二
昭和十二年	五、九四七	81.7%	三五一	14.3%	六、二九八
昭和十三年	六、二〇四	82.0%	四二〇	14.2%	六、六二四
昭和十四年	六、八八六	82.6%	五六四	14.4%	七、四五〇

(第三表) 受理事件及び保護事件數累年比較 (少年審判所)

	受理事件數		保護事件數		繼續處分
	件數	割合	件數	割合	
昭和十年	九、九一八	81.8%	二、八三四	14.3%	八四三
昭和十一年	九、五七〇	81.7%	二、一九六〇	14.3%	九三二
昭和十二年	一〇、一六五	81.6%	三、八九八	14.8%	一、二六三
昭和十三年	九、七八八	81.8%	三、三四五	14.5%	一、〇七〇
昭和十四年	八、五二二	81.2%	三、六三八	14.8%	一、〇八七

尙ほ多少の説明を加へることにしよう。第二表は、警視廳管内取扱の犯罪少年及び不良少年(二十歳未満)數の累年比較であるが、これは昭和十一年以來漸次遞増し昭和十四年度に至つては昭和十二年度と比較して殆んど一二〇〇人の激増を示してゐるのであつて、想像し得べき幾多の誤差源を考慮に入れても、尙ほ相當數の犯罪行為や不良行為の増加を推知せしむるものがあるを謂はなければならぬ。又第三表は東京少年審判所に於ける受理件數及び保護件數の累年比較である。受理件數は昭和十二年に著しく高くなり爾後遞減を示してゐるのであるが此の昭和十二年度の増加は昭和十一年十一月新に千葉縣及び埼玉縣が東京少年審判所の管轄に編入せられた結果に基づくところ相當大であることが推知せられる。而して斯くの如く管轄地域が擴大せるに拘らず、昭和十四年度の受理件數は、事變前たる昭和十年度及び昭和十一年度に比して遙に少なく、昭和十三年度よりは約一二〇〇件の激減を示し、此の點に於いて第一表と歩調を等しく

するものあることを知り得るのであるが、昭和十四年度の受理件数は斯くの如く激減せるに拘らず、重要な繼續的保護處分は前年に比して殆んど相異なく、一般保護處分件数は却つて約三〇〇件の増加を示してゐる。即ち受理件数が激減せるに拘らず一般保護處分件数の増加乃至繼續處分件数の減少せざることは、全體としての受理事件の悪質化を物語るもの、と謂はざるを得ないであらう。(六七)

以上述ぶるところを要約すれば、支那事變後少年犯罪の遞減が報告せられてゐる(第一表)けれども、之によつて吾々は必ずしも樂觀することは出来ない。屢々輓近に於ける少年犯罪の増加及び悪質化が物語られるのは、(八)相當根拠のあることであることを銘記しなければならぬ。(八九)

(一) 司法保護事業年鑑・第一卷(昭和十五年)四五〇頁。尙ほ第一表の昭和十三年度以降の數字は特に司法省の好意により知り得たところである。

輓近に於ける少年犯罪の統計上の遞減が、直ちに少年犯罪そのものの減少を示すかどうかは、必ずしも一概に謂ふことは出来ない。此處に所謂「犯罪の暗數」の吟味を必要とする。統計上の少年犯罪の減少が眞實に合せざるものと疑ふ側からは、何よりも事變後に於ける警察方の手薄と檢舉率の低下が考へられる。眞實に合するものと考へる側からは、本文に示すが如き事變の重大性を自覺した年少者の緊張・關係當局者の努力・産業界の好景氣による失業少年の減少等々を挙げ得るであらう。諸般の事情を綜合して、私は、大體に於ける統計の傾向は眞實に合するものであつて輓近の少年犯罪は實際上も増加しては居ないことを信ずるものである。

(二) 前掲年鑑、四五二頁。

(三) 前田偉男、事變下の少年犯罪に就て、社會事業研究、第二七卷第二號。

(四) 貴具正勝、少年の不良化防止に就て、少年保護、第五卷第一一號所載。

(五) 東京少年審判所、少年保護統計(昭和十四年度)所載。

(六) 類似の事情は朝鮮についても、福田大邱檢事長により詳細に報告せられてゐる。「全鮮少年(十八歳未満)犯罪檢舉人員に付て之を見ますれば、昭和十一年一四二五八人、昭和十二年一六四七九人、昭和十三年一二九二三人、昭和十四年一四二〇〇人となり(中略)統計上に於ては事變前に比し事變後増加したりとは謂ひ得られない状況であります。然し之も全鮮刑務所新受刑者入所當時の年齢別調査に依りますれば入所當時二十歳未満の者は寧ろ漸増の傾向にあることを看取せらるのであります(第四表)。一般少年の檢舉人員がふえて居らぬのに少年受刑者が増加してゐると云ふ事實は即ち少年犯罪の内容の悪質化を示すものであり、少年の不良化が其の度を深めつゝある事を實證するものと認めざるを得ないのであります。決して樂觀を許し得ざる状態と思料せらるゝのであります。」

(第四表)

	十八歳	二十歳	計
	未滿	未滿	
昭和十一年	七五七 <sup>人</sup>	七〇四 <sup>人</sup>	一、四六一 <sup>人</sup>
昭和十二年	八八一	六八九	一、五七〇
昭和十三年	八五三	六四八	一、五〇一
昭和十四年	八七七	七一 <sup>一</sup>	一、五八八

(七) 台湾の事情については、大槻新竹少年刑務所長により、昭和九年度以降累年の新入少年受刑者数として、二六一名、一九三名、三〇二名、二八一名、三七三名、二七六名といふ数字が掲げられ、事變第二年目の昭和十三年度は斷然増加して

三七三名を數ふるに至つた事が甚だ遺憾とせられてゐる。大槻三郎、少年犯罪に關する問題、社會事業の友第一三七號。

(八) これは第一線に立つ實務家により私自身屢々物語られたところである。更らに一例として東京朝日新聞(昭和十五年八月六日)の社説の一節を摘記しよう。「事變當初にあつて全國的に犯罪者數の激減する傾向を見せてゐた事は、舉國緊張の實を示す一例として、喜びに堪へない所であつたが、その後すでに三年以上を経た今日となつては、遺憾ながらそれに反對する現象も珍らしからぬ状態になつて來たのである。(中略)就中、薄志弱行、操守不堅固なる若者が、社會秩序を亂して犯罪者となる事實は、最も憂ふべき事柄であり、特に近來その質の悪化とその量の激増とを見るに至つた事は誠に由々しき大事といはなければならぬ。尙、金子準二、戰爭と少年犯罪、社會事業研究、第二八卷第一〇號參照。

最近の少年犯罪に就いて

(九) 本稿脱稿後、辻福岡少年審判所長によつて、次の如く述べられてゐる記事に接したので附記する。「世間では少年犯がふたとと言つてゐるが少年審判所にやつてくる少年の数は以前とほとんどかはらない、しかし質はぐつと悪くなつてゐる。そして改心せずに幾回もやつてくる者が多くなつた」。福岡日日新聞(昭和十六年一月十七日)所載。

二 次に犯罪行為別にみた少年事件を觀察しよう。昭和十二年度に保護處分を受けた少年の人員は全國合計八六二六名である。其の罪名別分類は第五表の如し。

(第五表) 全國保護事件罪名別一覽(昭和十二年)

	男	女	計
放失往住偽狼強賭殺傷過脅窃強詐恐横賊毀	26	14	40
火害入罪裏姦博人害害迫盜盜欺喝領物棄	59	21	80
妨侵	14	—	14
來居	79	1	80
造	23	3	26
強姦	19	—	19
博人害	32	—	32
害害迫	94	3	97
盜盜欺	18	3	21
喝領物棄	299	1	298
刑犯者	95	3	98
特別法犯者	19	—	19
計	5105	579	5684
其他特別法犯者	54	—	54
特別法犯者	269	60	329
特別法犯者	164	—	164
特別法犯者	798	20	818
特別法犯者	39	1	40
特別法犯者	9	—	9
特別法犯者	47	12	59
特別法犯者	491	6	497
特別法犯者	130	13	143
特別法犯者	7881	745	8626

詐欺、傷害、恐喝等である。輒近に於いて賭博犯の激増が傳へられてゐて、之は大いにあり得べきことと考へら

一般に少年事件中歴倒的多數を占めるのが窃盜事件であることは周知のごとくであつて、第五表に於ても窃盜犯は總數の六六パーセントを占めてゐる。此の割合はおそらく毎人格段の差異を示さないであらう。第五表に於て窃盜に次ぐものは横領、特別法犯(その七〇%は自動車、取締令違反である)。

れるのであるが、計數的に確定し得る資料は未だ手に入れてゐない。

尙、特別法犯に關し司法保護事業年鑑は次の如く説明してゐる。<sup>(三)</sup>「特別法犯に於いて最近目立つのは銃砲火藥類取締法違反、暴力行爲取締法違反、戒器携帯禁止令違反の事件が多いことである。即ち東京少年審判所に於ける銃砲火藥類取締法違反九九件、暴力行爲取締法違反九件、大阪少年審判所に於いては銃砲火藥類取締法違反二八件、暴力行爲取締法違反一九件、戒器携帯禁止令違反一三件等で、之等の犯罪は最近の戦争又は事變等による社會風潮が少年の心にも反映せられてゐるものと考へられる。」

(第六表) 保護事件罪名別一覽(昭和十四年)

	東京少年審判所	福岡少年審判所
放失	17	—
往住	11	—
來居	1	2
住居	11	39
偽強	10	8
強賭	11	1
強殺	20	5
強傷	35	1
過脅	5	—
強盜	133	97
強欺	23	1
強喝	8	—
強領	2680	791
強物	21	4
強棄	84	35
強犯	190	13
強者	200	58
強者	17	4
強者	2	—
強者	1	1
強者	92	24
強者	66	8
強者	3638	1092

し、福岡地方では傷害犯が第二位を占め恐喝犯は甚だ少ない。夫々地方的特徴の一斑を物語るものといふことが

軌近の少年犯罪に就いて

第六表<sup>(四)</sup>は昭和十四年度に東京

福岡兩少年審判所に於いて處理せられた保護事件の罪名別一覽である。固より絶對多數を占めるのが窃盜犯であることは兩地方共通の現象であるが、東京地方では横領と殆んど肩をならべて恐喝犯が第三位であるのに對



出来る。其の他福岡地方では地方的悪習に原因する住居侵入が稍目立つことを注意すべきであらう。

最近小倉區裁判所衛藤判事及び同裁判所檢事局文正釋君の好意により、其の管内に於ける少年事件の處理狀況に關する詳細なる一覽表を惠贈せられた。厚く其の好意を謝する。第七表は右一覽表の摘録であつて、此處でも

(第七表)

昭和十一年 昭和十二年 昭和十三年 昭和十四年 昭和十五年	窃			盜			其 の 他			總計
	起訴	審判所 送致	起訴 猶豫	中止 その他	起訴	審判所 送致	起訴 猶豫	中止 その他	計	
	一八	—	二四六	一四二	—	—	—	一七	六三	四六八
	一九	—	二九五	一七七	—	—	—	三三	八九	五八〇
	一九	二五四	四四	一四七	二六	三五	一五	八九	五五三	
	八	一九四	八四	一〇九	二六	四九	一六	九九	四九四	
	一三	一四九	一三六	八六	—	八	二六	六九	四四三	

(備考) 其の他の犯罪は主として炭坑に於ける傷害罪店員の横領罪なるも、昭和十三年度以降は自動車取締令違反がその主位を占む。處分の件数は却つて増加してゐる。審判所送致事

件の其の後の運命が判明せぬためにこれ以上は何も謂はれない。此の外に本稿の論旨を支持するに足りる有力な資料を供與せられて居るけれども、其の公表を許されて居ないのが遺憾である。

(一) 司法保護業年鑑・第一卷五三〇頁以下より摘要。原表に僅少な誤植あるも補正することを得ない。

窃盜犯が斷然多數を占めてゐる。其の事件總数は昭和十二年以降相當なる遞減を示し第一表と歩調を共にする。略相比例して審判所送致の件數も減少してゐるが、起訴猶豫

(二) 所謂起訴事件(少年法による刑事處分を受け不定期刑に處せられた事件)の罪名別分類についてみるも、窃盜罪が著しき高率を占むることは第八表により知ることが出来る。本表は第六十三刑事統計要旨(昭和十二年度)より轉載したものである。起訴せられて執行猶豫を言渡された少數の事件は本表にはいつてゐない。

(第八表) 起訴事件罪名別累年比較

	放火	猥褻 淫	殺人	傷害	窃盜	強盜	詐欺	恐喝	横領	其他	合計
昭和八年	二八	二〇	一〇	一二	五四九	五二	一七	一九	一四	九	七三〇
昭和九年	四四	一九	一六	一五	五四五	三一	一一	一二	三	八	七〇四
昭和十年	三二	一二	一六	二一	五一五	四七	一八	八	三	一〇	六八二
昭和十一年	二八	一七	九	一四	四八七	三一	一四	八	九	六	六二三
昭和十二年	二三	一九	一六	一二	四八八	五六	二七	一一	八	四	六六四

尙ほ少年犯罪に關しては起訴事件、保護事件以外に相當數に達する即決事件のあることを注意せねばならぬ。例へば、昭和十四年度には、東京少年審判所管内に於いて二七三九人、福岡少年審判所管内に於いて二九五五人が即決處分を受けらる。而して前記東京少年審判所管内にて即決處分を受けた二七三九人中一四四九人は浮浪罪(警察犯處罰令第一條第三號)により、七〇六人は自動車取締令により處罰せられた者である。

(三) 司法保護事業年鑑・第一卷四六〇頁。

(四) 東京少年審判所、保護少年統計(昭和十四年度)及び、福岡少年審判所、管内保護統計(昭和十五年一月印刷)より轉載。

三 犯罪少年の職業分布は如何なる状態にあるか。昭和十二年度に於いて保護處分を加へられた少年八六二六名の職業別分類は第九表の如し。

轉近の少年犯罪に就いて

(第九表) 全國保護事件職業別一覽(昭和十二年)

	男	女	計
農業	388	13	351
漁業	82	—	82
船業	20	—	20
店員・小僧	1922	3	1925
飲食店出前持	155	1	156
自動車助手	239	2	241
自書事務員・給仕	4	—	4
配職人・職人	130	12	142
配職人・職人	153	—	153
配職人・職人	1556	1	1557
配職人・職人	165	—	165
配職人・職人	50	—	50
配職人・職人	—	184	184
配職人・職人	—	3	3
配職人・職人	—	101	101
配職人・職人	—	43	43
配職人・職人	—	103	103
配職人・職人	—	14	14
配職人・職人	273	65	338
配職人・職人	2336	177	2513
配職人・職人	458	23	481
計	7881	745	8626

一セントに達する。其の他の職業に従事する者は概して少なく、特に注意すべきものもない。全國的な累年比較は差當り知るを得ないのであるが、一斑を窺ふ貴重なる資料として、第一〇表に東京少年審判所が處理したる保護少年の犯罪當時に於ける職業別累年比較を掲げる。(三)

第一〇表に付昭和十四年度を標準として考察するに、保護少年三六三八名中無職者八六六名(全體の二四%)、學生生徒四四三名、犯行當時就職中なりしもの二三二九名、昭和十三年度及び昭和十四年度には昭和十二年度に比較して無職者の犯罪が多少減少してゐる。就職者中で多數を占めるは、職人職工九七八名、店員小僧四七一

第九表によれば、保護少年總數八六二六名中、犯罪當時に於て就職中なりし者五六三二名、無職の者二五一三名(全體の二九%)、學生四八一一名である。就職中の者五六二名中、最も多いのは店員小僧の一九二五名で職人職工の一五七七名は之に次ぎ、此の兩者を合算すれば保護少年總數の四〇パ

(第一〇表) 保護事件職業別累年比較 (東京少年審判所)

	昭九	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
農業	43	181	175	117
漁業	5	42	23	18
船舶	3	9	6	5
僧持	799	897	729	471
小僧	73	58	44	49
出前	166	132	76	60
自動車	7	4	5	6
書生	46	92	73	118
事務員	71	90	94	99
給仕	393	705	703	978
職人	31	67	72	91
職人	66	15	14	13
労働	75	100	74	79
女仲居	6	1	1	1
女給	40	47	37	25
女藝妓	12	13	8	8
女工	14	21	11	23
護他	3	7	—	5
職生	22	172	103	163
其他	788	1018	844	866
無學	220	227	253	443
計	2883	3898	3345	3638

全體としては格別目立たない。

反之、軌近著しき減少を示すものに、店員小僧及び自動車助手の犯罪がある。共に此の種の職業に従事する者の減つたことが最も重要な犯罪減少の原因と考へられるのであるが、何れも三年前に比較し半數前後に降つてしまつてゐる。其の他稍減少を示すものに、飲食店出前持、雑労働、女中、女給があるが、格別問題とするに足りない。

軌近の少年犯罪に就いて

であるが、此の職人職工と學生と徒の犯罪は昭和十四年度に俄然著しい増加を示し、職人職工は昭和十二年度及び昭和十三年度に比較して約二七〇名を増し、昭和九年度の二倍を超え、學生々徒は累年二二〇名乃至二五〇名なるに比し殆んど二倍に近からんとしてゐる。其の他、事務員給仕及び仲仕人夫の犯罪も漸次増加を示してゐるが

そこで以上の考察により、事變下の少年犯罪として特に注意すべきものは、職人職工の犯罪(其の大部分は少年職工の犯罪である)と學生生徒の犯罪であることを知り得た。以下此の兩者について若干の検討を試みることにしたい。

(一) 司法保護事業年鑑、第一卷五二六頁。

(二) 東京少年審判所の保護少年統計の各年度に付該當の部分を摘録したものである。昭和九年度の分を示したのは事變前のものについて一應の犯罪分布を知るために任意抽出したに過ぎぬ、特別な意味があるのではない。

二

一 少年職工の犯罪 事變下に於いて特に少年職工の犯罪増加が著しいことは殆んど周知の事實である。此の點を立證する資料としては前掲第一〇表以外次の如きものが存する。

(第一一表)

	犯罪少年及不良少年檢舉數		其の内の少年工數
	昭和十一年	昭和十二年	
昭和十一年	六、二九二	一、〇四二	
昭和十二年	六、二九八	九五八	
昭和十三年	六、六二四	一、三六〇	
昭和十四年	七、四五〇	二、〇二八	

(一) 第一一表は警視廳管内取扱の犯罪少年及び不良少年(二十歳未満)數の累年比較である。(二) 晩近四年間に檢舉總數は一八パーセントの増加率を示す間、檢舉少年職工の増加率は九五パーセントに及び、殊に昭和十四年度に於いて其の激増が甚だしい。

(二) 第一二表は大阪少年審判所に於いて保護處分を加へたる少年職工の累年比較である。(三) 本表に於いては、必ずしも前掲第一〇表や

第一一表にみるが如き晩近の激増を示してはゐないけれども、尙ほ其の報告中には「今次支那事變發生以來青少

(第二二表)

	少年工總數	全體との割合
昭和十年	四七四	一九・〇五%
昭和十一年	六五九	二一・八二
昭和十二年	四七八	一六・三二
昭和十三年	七六〇	二五・七四
昭和十四年	六九七	二五・八〇

も遙かに増加する筈であることを注意しなければならぬ。

然らば斯くの如き少年職工の犯罪増加の原因は何に之を求むべきであるか。第一には少年工そのもの増加を擧げなければならぬ。一般に職業人口の増減は其の職業に屬する犯罪者の増減と歩調を共にするのであるが、其の傾向は少年犯罪について殊に著しい。其の最も重大な原因はおそらく不良分子が景氣の好い職業に向つて移動集中し、且つ景氣の好いことが同時に彼等をして犯罪に赴かしむる緣由となるものと考へてよいであらう。事變がはじまつてから特に好景氣な産業部門に於て、其の年齢や素質や修練の如何を問はずに職工が吸収せられた。少年職工も思はぬ高給を以て募集せられることとなり、全國に於ける少年工の増加は驚くべき數に達するであらう。自然その中には不良分子も多く交り込んでいつて表面上少年職工の犯罪行爲や不良行爲として顯はれて來る

輓近の少年犯罪に就いて

年工の犯罪行爲及び不良行爲は激増して、「右の表(第二二表)は犯罪當時青少年工たりしもののみで、犯罪の直前に失職してゐるものは無職として取扱ひ此の内に包含してゐない。故に是等のものを加算すれば計數は倍加をみるであらう。」と述べられてゐる。此處に後段に於いて語られてゐるところと同一な事情は第一〇表の職人職工の犯罪數に關しても存するのであつて、普通職工の犯罪若くは少年工の犯罪と觀念せられるものは統計に顯はれてゐるところより

ことなるのである。

然しそれ以外に特に少年職工を不良化せしめ犯罪に赴かしむる原因としては、何よりも彼等の無監督状態と著しき収入の増加に指を屈しなければならぬ。「事變前迄は少年職工の給料は月三、四圓乃至七、八圓程度が多かつた。然るに事變後に於ける工場の急激なる膨脹のために人員の不足を來し、需要が多く所謂引張りだこになる様になつた。従つて工賃の如きも増加して十八歳未満の少年にして月收五、六十圓といふのは珍らしくなく、精密機械殊に旋盤工として多少熟練した者は日收三圓に及ぶ少年が少なくなかつた」<sup>(四)</sup> 大阪少年審判所の調査(昭和十

保護處分を加へたる股販産業)によれば、日收一圓以上二圓迄(大部分)月收二十圓以上六十圓迄(大部分)の者最も多くに従事せる少年工三一〇名

高領受領者についてみれば、月收百圓の者二人、八十圓以上百圓未満の者四人といふ状態で、「青少年工の賃銀は之を數年前に比較すれば二倍若しくは三倍以上の増收となつてゐる」とせられてゐる。私が福岡少年審判所の記録について取調べた少年職工や少年礦夫の勞銀も大體同様であつて、其の日收一圓乃至二圓が最も多く最高は三圓位、中には殆んど低脳にちかい採炭夫や仕練夫で二圓二十錢位をもらつてゐる事例もあつた。

斯くの如き「年齢不相應の収入が青少年工を誤らしめたるは蔽ふべからざる事實」であつて、「是等のものを通弊として懷る工合の温まると共に安逸を求め放縱の生活に走り」<sup>(五)</sup>遂に犯罪に赴くに至るのである。

年端のいかぬ少年勞働者が身分不相應な収入を得れば、兎角先づ裝身具に金を費すことが多いらしい。時折福岡や小倉の電車の中で少年職工が生意氣な恰好をして得意になつてゐるのを見掛ける。まがひ皮の大黒帽子やは

でなネクタイや上等な靴や伊達眼鏡等々。之は其の不良化の第一歩と謂つてよい。更らに彼等は同輩や年長者の指導と誘惑により、映畫に夢中になり、喫茶店を訪れ、カフェーに遊び、酒と煙草の味を覚え、次第にいかげしきとこゝろに出入するやうになる。<sup>(心)</sup>これが其の不良化の定型的な經路と謂つてよいであらう。

不良仲間と交遊中賭博に耽溺すれば既に犯罪生活に足を踏み入れたものである。又彼等が遊興の味を覺えて深處に入つていけば、到底正當な収入だけでは足らなくなつて、其の擧句、職場の更衣室で他人の財布をぬき取つたり、工場歸りの辨當箱に精密機械を入れて持出したり、工具や製作品をぬすみ出したり、勝手を知つた倉庫や物置から皮革類や金物類を運び出したりすることになるのである。

而して斯くの如き少年職工の不良化は、時局下に於ける其の無監督状態によつて拍車をかけられてゐることを考へなければならぬ。父兄が應召し之に代つて監督を加ふべき強力なる保護者のないことや、工場勞働の強化と長時間の就業、それに結果する父兄の疲勞と家庭愛の不足は勢ひ少年を放縱な生活に導くことが少なくない。其の上屢々例をみる如く、彼等少年職工が過分の収入を得て窮屈で單調な寄宿者や干渉多き父兄の監督をはなれ、同氣相求むる友人同僚とアパート住居か間借生活をはじめれば、其の不良化が加速度を以てとめどもなく進行するであらうことは、容易に想像せられるところなのである。

然し以上と全く相違した定型をもつ少年職工の犯罪も亦注意することを要する。其れは工具窃盜であつて「窃盜の内最近目立つて多いのは、雇はれ先工場よりする工具の窃盜である。之は新規雇傭の場合に工具持の職工



と然らざるものとの賃銀の相違より由來したる彼等一味のものの中に於ける一種の流行的犯罪であると共に職業と關係のある犯罪の主なるものである。<sup>(九)</sup>「少年職工につき最近注意すべきは、バイト、ノギス等小さくて高價な物の盗みが多いことである。之は賣却して小遣錢に充てるためと、他の工場に就職する場合に多くの收入を得るため又は自己の仕事の便宜のために多く行なはれ、中には年長の職工が獨立して町工場を開く場合に少年職工の引拔をやり、其の教唆による場合も少なくない。」<sup>(10)</sup>

(一) 大西輝一、少年工に現はれた犯罪狀態、少年保護、第五卷第十一號所載。

(二) 大阪少年審判所、保護青少年工に關する特別調査(昭和十五年)二頁。

(三) 大西輝一、前掲論文參照。

(四) 前田偉男、事變下の少年犯罪に就て、社會事業研究、第二七卷第二號。

(五) 大阪少年審判所、前掲調査報告、一四頁。

(六) 右に同じ、一六頁。

(七) 前田偉男、前掲論文參照。

(八) 草間八十雄氏は次の如く述べてゐる。「昭和十年六月警視廳衛生部で玉の井龜戸の私娼街を調査して發表したところによれば、此の環境に來る男の概數は一日約六〇〇〇人であつた。昨今は其の倍を超え各種は七割までが労働者である。」

「筆者は最近其の方面に數度に亘り視察に出掛け概觀的ではあるが、年齢及び業態を観ると三十前後の者が斷然多數に上り」「風體から業態を察すると未成年者の七割までは職工で他は店員とか學生とみるべきものであつた」。草間八十雄、

少年工は不良化するか、少年保護、第四卷第九號。

(九) 大阪少年審判所、前掲調査報告、二三頁。

(10) 前田偉男、最近の少年問題、社會事業研究、第二七卷第一一號。

二 學生生徒の犯罪 前掲第一〇表によれば東京少年審判所に於いて從來二〇〇件乃至二五〇件を前後してゐた學生生徒の犯罪が昭和十四年度に於いては一躍四四〇件に激増してゐる。大阪少年審判所の處理した學生事件の推移は第一三表の如く、必ずしも晩近の増加を示してゐないのであるが、昭和十四年度中に其の管内に於いて檢舉又は檢束せられた學生生徒の數は四四三九人(男四一七六人、女二六三人)に達し、當局者により「要保護學生生徒の數は漸

(第一三表)

昭和十年	二九五入
昭和十一年	三六二入
昭和十二年	三四二入
昭和十三年	三八四入
昭和十四年	二二九入

の生徒たる場合が多い。

晩近に於ける學生生徒の犯罪の増加の原因を探求することは、なかなか容易でない。おそらくは、前記の如き精神的弛緩以外、彼等の無監督状態に放置せられる程度の大となつたこと、一部産業界の殷賑により従來にくらべて素質のよくない學生生徒が増加したこと、學校や教員の素質低下、從來殆んど交際のなかつた職工に誘はれて學生が不良化していく傾向のあること等に其の原因を求めべきであらう。此の最後の點は特に前田審判官に

晩近の少年犯罪に就いて

よつて指摘せられてゐるところであつて、「學生事件を通じ考へさせられることは、近來少年職工と學生との接近が多く、其の感化を受ける場合が極めて多いことである。之は從來學生は一種の矜を持ち、小學校時代の友人でも一方は學生となり一方が職工となると、親しく交際しないやうな場合が少なくなかつたが、最近の如く職工の収入が多く飲食店其他娯樂機關への出入が多くなり、學生と接近することが多くなり、思想上の影響も受けることが多く、延いては學生の犯罪増加と關係があるとみられる節が多い。」

(一) 大阪少年審判所、學生保護事件に關する調査(昭和十五年)。

(二) 前掲調査及び前田偉男、事變下の少年犯罪に就て、社會事業研究、第二七卷第二號。之等の資料により輓近の學生事件の性質が東京も大阪も殆んど同様なものであることを知り得る。

(三) 前田偉男、最近の少年問題、社會事業研究、第二七卷第一一號。

### 三

以上によつて輓近に於ける少年犯罪の一般的趨勢を概観し、近來特に増加の傾向にある少年職工の犯罪と學生の犯罪について多少の考察を試みた。

少年犯罪は概して環境的犯罪である。然し其の惡質なるものについてみれば、特に傳來的な素質的なもの演ずる重要な役割は之を見逃し難い。此の點は夙に醫學者によつて強調せられてゐるのであつて、私自身も最近相當數の少年事件記録を涉獵して痛感してゐるところである。少年をかつて犯罪に赴かしむる素質と環境の複雑な

る結合に關する問題の検討はしばらく措き、今専ら其の環境的原因のみを數ふれば、少年の浮浪・家庭の躰・交友の不良・映畫館や喫茶店や百貨店の誘惑等々が、最も有力なるものであらう。斯くの如き一般的原因以外、特に輓近の少年犯罪を増加せしめつつある原因を省察すれば、それは既に述べた如き、父兄の應召その他による監督力の薄弱化、<sup>(三)</sup>少年職工等にみるが如き著しき収入の増加と之に伴ふ虚榮・浪費其の他の弊風の増長、更らにそれとは別に時局の影響による金物類皮革類其の他の暴騰等を以て重要なるものと考へてよいであらう。

然し吾々は、此の種の抽象的な犯罪原因を机の上で考察するよりは、何程かの類型性を示すと考へられる具體的な事例に接することによつて、特に時局の影響下にある輓近の少年犯罪の傾向をよりよく把握することが出来る<sup>(四)</sup>と信ずる。以下、斯くの如き志向に於いて、蒐集することを得た若干例を掲げることにした。

〔第一例〕中國のある山村から小學校長の推薦で卒業生が十五人蒲田の某機械工場へ見習として雇入れられることとなつた。其の工場には相當整つた寄宿舎があり、少年は何れも其處へ收容せられた。或る夜少年の一人が蒲田通りの一軒の夜店から墓口一個を盗んで歸つて、友人達に自慢してみせた。翌晩は他の一人が安物の萬年筆を盗んで歸つた。それから後は此の仲間の誰も彼も外出する度に何かを萬引して歸るやうになつて、はじめの内は友人達の行爲を眉を擧めて眺めて居た優等生の少年までが、仲間入をしてナイフを盗んで歸つた。間もなく一人が現行犯で捕へられ、此の十五人の仲間は残らず警察の取調を受け、事件は工場から田舎の父兄に通知せられた。父兄は驚いて其の少年達を呼戻してしまつた。

〔第二例〕 Y少年は貧しい建具屋の長男である。父は病弱で幼少の弟妹が三人あり母の内職で細々と生活をしてゐたため本人は新聞配達などをして、漸く高等小學校を卒業した。卒業後は某軍需品工場へ見習工として採用せられ、日給は八十錢だったが、別に殘業手當その他で月收三十圓位にはなつた。彼は給料の全部を袋のまま母に渡して、月々三圓づつの小使錢を貰ふことにした。これで相當に家の手助けが出来るので楽しい月日を過すことが出来た。其の後友人に誘はれて工場附近のミルクホールに出入し、映畫見物に出掛けたりするやうになつて段々小使錢に不足を شدした。然し貧しい母から此の上小使錢の要求は出来なかつた。或る日工場から歸る時、更衣室で偶々同輩の上衣のポケットから墓口を抜取つたが、それは發見されないで終つた。時を置いて又更衣室で抜取をやつたが、それも發見されずにすんだ。斯くて其の行爲が三度四度と繰り返されていくうちに遂に露見して、工場を讖首せられてしまつた。

〔第三例〕 A少年は智能稍おとり非常に氣が小さく、幼少の折大病をして以來體質も弱かつた。父は少年の一歳の時死亡したため、母は家族を伴ひ大阪に来て一家を擧げ生活戦線で立働かうち、長男は支那事變により應召することになつた。そこで二人の女子は女給となつて母を助け、母も或る會社の雜役婦に雇はれ、A少年と其の妹だけが全く無監督状態で學校に通つてゐた。

其の後次第に釘一本、鐵屑、綿屑の類までも金となる時勢となつて來て、Aは友人に誘はれ鐵屑を拾ひ赤鐵を集めては寄屋に走り、金にかへて買喰をしてゐるうちに、次第に味を覺え、學校をぬけては毎日悪友と共に鐵屑

や廢品をあさり、果ては家庭の蒲團綿や古着や金物等を片端から持出しては金にかへて、買喰や映畫見物の資に費してゐた。斯くて抜け難い習癖を作りあげられてから教護院に送られて來ることになつた。

〔第四例〕K少年は炭坑々夫の家庭の五男に生れた。父は行方不明、母は少年の十二歳のとき別居してしまひ本人は尋常小學を終つてから間もなく或る鐵工所に見習として住込み日給七十五錢をもらつてゐた。其の後事變のため應召中の長兄及び四兄が相續いて戦死した。他に二人の兄があるが一人は不具者一人は性質不良で前からK少年を虐待してゐたやうな譯で、共に頼みにならない。それだけ一層長兄等の戦死は少年に衝撃を與へたであらうと思はれる。其の不良行爲は四兄の戦死の直後からはじまつた。兄達の戦死とK少年の不良行爲との間の直接の因果關係の存在は記録の上からは明白でない。然し引續き數回に亘つて主人の現金を盗み出したり、金物類を持出して金に換へたりして、買喰ひや映畫見物に費し、被害は相當額に達してゐる。

〔第五例〕N少年は貧農の家庭に生れ既に九歳の頃から學校で紙鉛筆の類を盗んでゐた。その父兄も盜癖ありとして近隣より白眼視せられてゐる。本人の智能は魯鈍程度で、感情鈍麻、言語不明瞭と判斷せられてゐる。小學校を終つてから一時土工をしてゐたが、其の後家事の手傳中搔拂ひをやり審判所に送られた。それが昭和十三年五月のことである。

其の後義兄に引取られ其の監督の下に炭坑の掉取夫となり二圓四十錢位をもらひ、一時は謹慎してゐたけれど、其の後炭坑労働者の勞銀が騰貴しN少年も採炭夫として日當三圓二十錢位をもらふやうになつた。一般に景

氣もよくなるにつれ誘惑も多くなつて来て、N少年も懐工合がよいままに喫煙をはじめ、カフェーに出入し、遊戯場（ボケツト玉突）に夢中となり、女遊びさへはじめて、型の如く遊興費に窮し、數回に亘り手當り次第に仲間間の現金や時計や外套等を盗み、遂に檢舉せられて再び審判所に送致せられることとなつた。

〔第六例〕T少年は田舎の資産家の四男に生れた。兄達は何れも高等教育を受けて、齒科醫師や銀行員等になつてゐるのだが、T少年だけは成績不良で中學三年生を二度落第し、退學されてしまつた。其の後都會に来て私立實業學校に入學したが悪友が出来て、互に「つきあひ」をする小遣錢に窮し書物の萬引をはじめた。其の方法は、二三人で組んで古本屋に出掛け、一人が持參の書物の買取方を交渉中他の者が書棚から書物を萬引してゐたのであつた。これは學生事件のうちでは性のあまりよくない方であるやうに思はれる。

〔第七例〕S少年は養兎業を營む中流家庭に生れ、格別不足なく養育せられて來た。心身は健全であるが性質は粗暴、私立商業學校三年で中途退學、其の後は家で家業の手傳をしてゐた。支那事變により父が軍屬として出征することになつて強力なる監督者を失ひ、加速度で不良となり放縱生活を重ねてゐた。たまたま仲間の一人から喧嘩の助勢を頼まれたので約束の場所に行つたところ、相手三人が日本刀をもつてゐるのをみるや「俺の顔を知らぬか、切れるなら切つてみる」と怒號して刀を取り上げ、無勢なるに拘らず相手方を散々に擲つた擧句「刀をもつてゐると殺人未遂になるから訴へる、欲しければ明日小學校のそばの廣場に來い」と云つて、翌日は約束の場所待ち受け、また三人を擲つた上あらためて十五圓宛持つて來いと謂つておどしつけ、合計三十五圓を恐

喝したものである。これは少年の恐喝事件で最もたちの悪い大がかりなものである。

〔第八例〕M少年は小作農の二男に生れ小學校四年生のとき父が死亡した。其の後は母や弟妹等とともに方面委員の世話になつて生活をしてゐる状態だつた。昭和十三年兄をたよりに上京し一緒に下宿して自分は旋盤工の見習となつて働いてゐるが、兄が應召して一人だけとなり、單獨で轉々下宿生活をしてゐるうちに不良の友達が出来て生業を怠り女遊びまでするようになって、仲間と一緒に或は單獨で、數回に亘り、曾つて雇はれたことがあつて勝手を知つてゐる鐵工場や製品倉庫に忍び込み工具類や鐵製品(被害價格數百圓)を窃取し、更らに知人と特殊飲食店で飲酒し放歌喧騒を極めたので、女給が之を制止し注意するや憤激して毆打し、主人が警察に電話を掛けてからつかまへようとする際突如七首でその腹部を突き刺し、全治迄十數日を要する創傷を負はしめ檢擧せられることとなつた。

(一) 例へば、谷貞信、少年保護要論(昭和十三年)二五七頁以下。荻野了、少年不良化の原因と其の對策「第二輯」(昭和十四年)。杉田直樹、保護少年の精神薄弱について、社會事業研究、第二七卷第九號等。

(二) 少年の無監督状態を示す一例として、父が出征し母と姉とが工場に働きに出てゐる一小學生の作文が、福田甚二郎「時局下に於ける少年不良化の状況」中に引用せられてゐる。「學校から歸宅しても表戸は閉ざされ中には誰も居ない。漸く裏口から這入つても待つものは堅くて冷めたい『おむすび』の御飯のみであり、佛壇に置かれた母親の情の二十錢を持つて廻轉燒など買喰ひに赴き自分も喰べ友達にも分けてやり、一仕切遊んで歸つても未だ誰も居ない。獨りぼつちで何だか眠くなつたから蒲團を敷いて寝た。」云々。此處に述べられてゐるが如き事例がそんなに稀なものとは思はれない。而して斯くの如き無監督状態の少年の將來に及ぼす影響が甚大であり、其の不良化する絶好の温床であることを、何人も否定し



ないであらう。

(三) 第一例及び第二例は、大西輝一、少年工に現はれた犯罪状態(少年保護第五卷第十一號)所載。第三例は、唐田碩圓、要救護少年の變質徴候と其の觀察(社會事業研究第二八卷第二號)所載。第四例以下は私自身で選んだものである。之等「何程かの類型性を示すと考へられる具體的事例」を選択するに當つては、先づ實務家數氏より輓近の經驗を聽いて之を念頭に置き、涉獵することを得た確定判決の謄本と福岡少年審判所の事件記録中より之を求めたのである。

#### 四

これで一應本稿を終る。冒頭に少年犯罪の輓近の趨勢は必ずしも樂觀を許さないものがある、と謂つた所以は不十分ながらも大體把握することが出来たと思ふ。其の將來の見通しや對策を論ずることは、差當り本稿の意圖した範圍以外である。然し特に思ひ浮べる二三を摘記すれば、

(一) 輓近特に注意すべき少年職工の不良化を防止するため、速に適當な對策が講ぜられる必要があるであらう。其の訓練や指導に力をそそぎ、賃銀の支給に關しても然るべき統制が試みられ、好景氣が兎角少年工の浪費癖を助長し墮落に追ひ込むかたむきのあることを、切に警戒して欲しい。而して斯くの如き點に關しては、小規模なる町工場の經營者に對し、特に反省と自覺を求め且つ十分に監督する必要があると信ずる。

(二) 時局下に於いて何としても見落すことの出来ないのは、應召者の子弟の無監督と不良化の問題である。既に問題は過ぎ去つてゐるやうに考へるのは認識不足であらう。出征の父兄に代つて監督者なき其の子弟を指導

すべき後見的機關の充實は、銑後に於ける極めて緊要な事項なのではないか。同様なことは戦歿勇士の遺児に關しても考へられる。遺兒の監護教育に關し、既に果して十分遺漏なき慈愛の手がさしのべられてゐるであらうか。國家と國民とがよく名實共に全き保護と監督と指導の役割を果すことこそ、地下の英靈をなぐさむる第一のものであると信ずる。

(三) 右に述べるところは更らに一般化して考へることが出来るであらう。少年は明日の國家の運命を託すべき至寶である。一切の監督者なき少年を無監督のままに放置しておくことは、文明國の恥辱と謂はなければならぬ。非常時局下に於いて、幾多の少年保護事業關係者の活動のなみなみならぬものあるを傳へ聽き、吾々は只管感謝の念に堪えない次第なのであるが、尙ほ兒童保護事業や少年教護事業の一層強化せられ組織化せられ緊密化せられる必要のあることを信じて疑はない。

(四) 十分なる監督と指導を全ふことが出来なかつたために「あやまち」を犯すに至つた少年に對し、出来る限り速に適切な保護處分の加へられる必要があることについては、今更らことごとく謂ふまでもない。犯罪少年については、特に早期發見と早期治療による教化改善の効果多きことは、何人も疑問としないところである。然るに少年法の制定後既に殆んど二十年にして尙ほ内地でさへ其の未施行區域の相當に存することは、甚だ理解に苦しむところであつて、殊に人的資源の尊重がさげられる際、一番大切なことが何時までも等閑視せられてゐる、といふ遺憾を禁じ得ない次第である。

(昭和十六年一月十五日稿)